

ながさきプロボノチャレンジ推進事業に関する連携協定

長崎県県民生活環境部（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人サービスグラント（以下「乙」という。）とは、相互に連携・協働し、持続可能な地域づくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協働し、本県においてプロボノを活用した取組を実施することで、本県の NPO 等の団体の運営基盤強化と地域課題解決につなげることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し取り組むものとする。

(1) プロボノの実施に関する以下のこと

- ①プロジェクトの募集及び実施団体の選定
- ②ワーカーとのマッチング
- ③プロジェクトの支援

(2) プロボノの普及・活用促進に関する以下のこと

- ①事業の周知
- ②説明会及び中間支援組織向けの研修
- ③成果報告会の開催
- ④中間支援組織によるプロボノ実施に関する支援

(3) その他甲乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途、取り決める。

（協定の期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和6年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が書面による解約の申し出がなければ、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（内容の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の

上、内容の変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報の保護）

第7条 甲と乙は、この協定による業務に関して個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。

（疑義の解決）

第8条 本協定に定める事項及び本協定に定めない事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自その1通を所持する。

令和5年5月25日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県県民生活環境部
部長

大安 哲也

乙 東京都渋谷区渋谷一丁目2番10号
特定非営利活動法人サービスグラント
代表理事

嵯峨 生馬